第十三条中「ときは」の下に「、遅滞なく」を加える。

第十四条第一項中「文書をもつて行い、且つ、理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し」に、「、これに署名押印しなければ」を「記名押印した決定書によりしなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　主文

二　事案の概要

三　審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の主張の要旨

四　理由

第十七条の二の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「基づいて審査官がした処分」を「基づく処分又はその不作為」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一項を加える。

2　委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三十二条第一項中「六十日以内にしなければならない」を「二月を経過したときは、することができない」に改め、同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改める。

第三十三条中「を受理したときは」を「がされたときは、第四十四条において読み替えて準用する第六条又は第七条第二項本文の規定により当該再審査請求又は審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第三十四条に次の二項を加える。

3　再審査請求又は審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4　前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求又は審査請求に参加する者のために、当該再審査請求又は審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求又は審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第三十九条に次の三項を加える。

4　第一項の規定による意見の陳述（以下この条において「意見陳述」という。）は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

5　意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

6　意見陳述に際し、当事者（原処分をした保険者を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求又は審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対して、質問を発することができる。

第四十条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「対し」の下に「、相当の期間を定めて」を加える。

第四十一条第二項中「利害関係人」を「当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十一条の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

第四十三条中「文書をもつて行い、且つ、理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し」に、「、これに署名押印しなければ」を「記名押印した裁決書によりしなければ」に、「署名押印する」を「記名押印する」に、「附記して署名押印しなければ」を「付記して記名押印しなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　主文

二　事案の概要

三　当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者の主張の要旨

四　理由

第四十四条中「第五条の二、第六条、第七条」を「第三条の二、第五条の二から第七条まで、第九条の二」に、「、第十二条、第十二条の二、第十三条」を「、第十条の三、第十一条の二から第十三条まで」に、「規定中」を「規定（第十条の二、第十五条第三項及び第十七条の二を除く。）中「審査請求」とあるのは「再審査請求又は審査請求」と、」に、「、第十二条、第十二条の二、第十五条及び第十七条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人又は審査請求人」と」を「読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」に改め、同条に次の表を加える。

第三条の二	厚生労働大臣	審査会
	地方厚生局	厚生労働省
第五条の二第二項及び第七条第二項	審査請求人	再審査請求人又は審査請求人
第九条の二	審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者
第十条の二	審査官	審査会
	審査請求	再審査請求若しくは審査請求
第十条の三第一項	審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人	当事者（原処分をした保険者を除く。）又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
第十一条の二の見出し	特定審査請求手続	特定再審査請求等手続
第十一条の二第一項	第九条の三、第十条の三並びに前条第一項及び第四項	第三十九条、第四十条第一項、同条第五項において準用する第十一条第四項及び第四十四条において準用する第十条の三
	特定審査請求手続	特定再審査請求等手続
第十一条の二第二項	審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
	審査請求人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者又は同条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
第十一条の二第三項	特定審査請求手続	特定再審査請求等手続
	審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者